平成２４年（フ）第３７５７号
大阪市淀川区十三東１丁目11番18号　シャローム十三302号
債務者　丸伊　明弘
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１１号
大阪府東大阪市金物町６番１―508号
債務者　三海　建二
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４５号
横浜市南区睦町２丁目180番地８　コーポラスグランセーヌ203号室
債務者　工藤　　太
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５７号
神奈川県茅ヶ崎市室田１丁目15番76号　カトルヴィラ湘南102号室
債務者　田葉　　睦
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８３号
静岡市駿河区中田３丁目５番32―１　アーバン純Ｉ102号室、住民票上の住所静岡市葵区川合１丁目３番34号
債務者　佐野　　実
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８４号
静岡市駿河区中田３丁目５番32―１　アーバン純Ｉ102号室、住民票上の住所静岡市葵区川合１丁目３番34号
債務者　佐野美枝子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７１号
静岡県磐田市川袋1663番地１、前住所静岡県磐田市掛塚628番地６
債務者　石井　久夫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
静岡県浜松市南区本郷町1348番地の４　大下和子方、前住所静岡県浜松市南区本郷町792番地
債務者　安藤　修二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
静岡県菊川市下平川790番地の１　サンビレッジＤ102号
債務者　白澤きよ江
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３６２号
横浜市南区万世町２丁目21番地３　ラディエンス関内南407号
債務者　石鍋　純子（旧姓神保）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６０号
横浜市旭区善部町119番地10　フォレストヒル緑園208
債務者　高村勝己こと　黄　　勝己
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1907番地167
債務者　小林　　貴
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１６６号
愛知県蒲郡市神明町13番17号　ヴィラ神明101
債務者　金田千勢子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９９号
長崎県佐世保市大和町５番地８　マコトハイツⅡ101号室、旧住所長崎県佐世保市勝海町191番地15
債務者　松尾　裕二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係